

プラットフォームサービスに関する研究会の第三次とりまとめ（案）に対する意見

2024年1月16日

総務省総合通信基盤局電気通信事業部利用環境課
プラットフォームサービスに関する研究会 事務局 御中

郵便番号 150-0013
住所 東京都渋谷区恵比寿 4-4-5 第3伊藤ビル 603
名称 一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム
常務理事 越智政人
電話番号 03-5449-6409
電子メールアドレス info@mcf.or.jp

この度は、意見を表明する機会をいただき誠にありがとうございます。 _
関係者各位のご尽力で、プラットフォームサービスに関する研究会の第三次とりまとめ
（案）が取りまとめられたことに感謝申し上げます。 _
以下のように意見を提出させていただきますので、何卒ご査収の程お願い申し上げます。 _

総論

言論・表現の自由、単一の事業者による対応の限界、技術進展による既存の対応の限界、規制の重複などの多岐に渡る論点について、慎重かつ深い議論を通じて現実的な対応案が提示されたことを歓迎する。

一方で、今後の検討とされたものが多く、検討結果によっては過剰な規制となり得る可能性があるため、今後の検討においては、特に事業者の意見を十分に聞くことを要望する。誹謗中傷等の違法・有害情報、偽情報への対策は、プラットフォーム事業者のみで対応可能なものではない。根本的な原因の一つとしてユーザーのリテラシーがあるため、一省庁だけではなく他省庁や教育機関等が協力して、リテラシー向上の取り組みが必要である。また、悪意ある者やアテンションエコノミーに係る者による場合については、エンフォースメントの強化による抑止を検討すべきであると考え。基本的には既存の法令に対する追加であると認識しているが、より検討を進め、有効な対応策を実現することが必要であると考える。

第3部 利用者情報の適正な取扱いの確保について

特に大きな課題として、個人情報、利用者情報、またその取扱い規律や対象者等が複雑化し、事業者、消費者のいずれにおいても違いの理解や対応が困難になっており、整理を強く求める。

今般の電気通信事業法の改正による利用者情報に対する規律に先行する形で、スマートフォン・プライバシー・イニシアティブが発行されているが、個人情報、電気通信事業法の改定に合わせて改定することが必要である。ただし、スマートフォンのアプリのみに限るもので良いのかも含めて検討されるべきであると考えます。